明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○装置型式指定規則の一部を改正する省令（国土交通一）　一
〔告　示〕
○本庁監理金融商品取引業者等を指定する件の一部を改正する件（金融庁二）　二
○特定国外派遣組織を指定する件（総務二）　二
○除籍が滅失した件（法務三）　三
○酒類の保存のため物品を混和することができる酒類の品目等を定める等の件の一部を改正する件（国税庁二）　四
○保安林の指定をする件（農林水産一一～一四）　四
○保安林の指定を解除する件（同一五～二二）　四
○保安林の指定施業要件を変更する件（同二三～二九）　四
○海上における射撃訓練を実施する件（防衛四～八）　六
○都市計画に関する件（関東地方整備局三～七）　六
○道路に関する件（中部地方整備局二）　七
○道路に関する件（九州地方整備局一、二）　七
〔人事異動〕
内閣　内閣府　法務省　八
〔叙位・叙勲〕　九
〔褒　賞〕　一〇
〔官庁報告〕
公聴会
植物防疫法施行規則の一部改正等に関する公聴会の開催に関する公示（農林水産省）　一〇
〔公　告〕
諸事項
官庁
第三者所有物の没収関係　一二
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係　一二
会社その他　三〇

省令

○国土交通省令第一号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第八項及び第百四条の規定に基づき、装置型式指定規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年一月七日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

装置型式指定規則の一部を改正する省令

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（指定を受けたものとみなす特定装置） **第五条**　法第七十五条の三第八項の国土交通省令で定める特定装置は、次の表の上欄に掲げるものとし、同項の認定その他の証明は、同表の上欄に掲げる特定装置の種類に応じ、国土交通大臣が告示で定める国が、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合の諸規則の採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定に附属する同表の下欄に掲げる規則に基づき行う認定によるものとする。	（指定を受けたものとみなす特定装置） **第五条**　法第七十五条の三第八項の国土交通省令で定める特定装置は、次の表の上欄に掲げるものとし、同項の認定その他の証明は、同表の上欄に掲げる特定装置の種類に応じ、国土交通大臣が告示で定める国が、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合の諸規則の採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定に附属する同表の下欄に掲げる規則に基づき行う認定によるものとする。

特定装置の種類	規則番号
一～三の六　（略）	（略）
三の七　第二条第三号の七のかじ取装置	第七十九号 第四改訂版
三の八～五の十一　（略）	（略）
五の十二　第二条第五号の十二の燃料タンク取付装置	第百三十四号改訂版 第百四十六号
五の十三～四十一　（略）	（略）

特定装置の種類	規則番号
一～三の六　（略）	（略）
三の七　第二条第三号の七のかじ取装置	第七十九号 第三改訂版
三の八～五の十一　（略）	（略）
五の十二　第二条第五号の十二の燃料タンク取付装置	第百三十四号 第百四十六号
五の十三～四十一　（略）	（略）